

# 幕末に於ける条約未済国人取扱規則の制定

岩 壁 義 光

## (一) はじめに

安政の五カ国条約締結以降、各開港場には条約国人のほか条約未済国人の渡来も少なくなかつた。こうした条約未済国人に対し、幕府は攘夷派の台頭も影響して新たな条約の締結に消極的であり、また対外交渉の未熟さから基本的に条約国人以外の在留者に関する問題が表面化するのを回避する立場をとつていた。一方、英米など条約締結国は自由貿易を推進する立場を固持しており、また歐州の条約未済国は条約締結を希望しながら幕府の新条約締結回避の姿勢から条約未済のまま商業活動を開始しており、その利益を護るために早急な措置を必要としていた。このため、幕府とは自ずとその利益を異にしていたのである。さらにこの問題を複雑にしていたのが清国人問題であつた。中国大陸からの清国人の流出は、一九世紀初頭から非合法下で開始された「苦力貿易」の延長線上にあるといわれているが、<sup>(2)</sup>一八六〇年英清間に締結された南京追加条

約、いわゆる北京総約以降は清国人の海外渡航が合法化<sup>(3)</sup>され、東南アジアへ、さらには北米へと清国人の海外流出は加速化されていった。開港以降、日本の各開港場へも条約締結国人に混じり清国人が流入したが、彼らの一部は外国人居留地内で商業活動を営む外国商館のコンプラードールやクラークとして、また日常生活を支えるサーバントなどとして西洋人社会と密接に結びついていたが、しかしその多くは特に定まった仕事を持たぬまま来日した清国人であった。しかも清国との間には、条約未済国としての側面の他に、國際法に依拠しない外交関係が唐館貿易の名の下に開港以前より展開されており、その影響が条約未済国人である清国人の取扱いをより複雑な問題としていた。こうした清国人は幕末から明治にかけて在留者数が在留欧米人に匹敵しうるようになり、条約未済国人問題はまさに在留清国人問題として単なる外交問題を越え社会問題としても深刻化していったのである。

本稿では、幕末における条約未済国人である清国人の取扱い問題の実体とその特徴を長崎と横浜についてみてみたい。

## (一) 長崎における取扱規則の制定動向

鎖国期を通じて唐館貿易<sup>(5)</sup>により清国人への理解が当時最も進んでいたと考えられる長崎においても、在留清国人の取扱いについて開港後新たな問題が生じていた。

元禄期以来、長崎では唐館に属する清国人、いわゆる唐館人別の清国人については「旧来の仕来にて同港奉行於て支配」すること、つまり長崎奉行の取扱いとしてきたが、その範囲は、「支那人当港ニおいて犯科のものは其罪之次第取糺し書取在留之船主江相渡し彼國政府江為相達彼ノ國律ニ為行其もの再渡之儀は嚴禁」<sup>(6)</sup>してきたというように、犯罪者の拘束と取調べ、および唐館への引き渡しが長崎奉行の取締り内容であり、実際の裁断は清国において同国の法律により施行される方法がとられていた。しかしこの取扱いは唐館人別者に限られ、開港後いくつかの形態で流入した清国人の取扱いについては、その方法を模索する必要に迫られていたのである。

ところでこうした幕府の清国人取扱いについて、万延元年には条約締結国間にも不満が生じていた。なかでも条約国間で最も影響力のある米英両領事は長崎奉行岡部長常に対し、従来幕府が執ってきた取扱い方針の変更と清国人在留問題の原因について意見の申し入れを行った。<sup>(11)</sup>なわち「船々より連渡候支那人は一季雇之者にて本国人別に無之候間若連渡候上にて日本之御法を犯候者出来候は、直に當方江引渡可申候間日本の刑法通り聊無用捨相戒め可申」と申し入れ、条約国人が雇用し日本に連れてきた清国人は「一季雇」つまり臨時雇用であつて本来条約国民ではない。従って領事は彼らに対しても責任を負う義務を持たず、彼等に犯罪行為があれば直ちに日本側に引き渡し、日本の法度によつて処罰す

連れ渡した商人の属する国の国民と同様と見なすもので、もし犯罪等の問題が生じた時には通商条約の治外法権、とりわけ領事裁判の規定に従つてその国の領事に裁判等を任せることにあつた。この取扱いの基礎には、安政六年一一月横浜で仏國領事代理ルーレイロの召使であつた清国人が殺害された事件で、仏國總領事ドゥ・ベルクールが「フランスノハタシタ」にあつた清国人の殺害は仏国人の殺害事件と同様に取扱うよう幕府に要求し交渉に臨んだ前例もあつて、幕府としては条約国人付属の清国人は開港場に連れ渡した条約国人と同様の取扱いをするとしていたのである。また、このことは居留地において商業や日常生活を行う上で重宝であった清国人を日本へ入国させる方便として、当初は外国商人も十分に利用したのであった。

条約締結国の国籍を持つ商人が清国人をコンプラドールやクラークとして中国の開港場から同行し来日した場合に、清国人に対し幕府がとった基本的な姿勢は、万延元年正月の長崎奉行岡部長常からの申稟に「外国人連渡候支那人共各國商人に致付屬當港居留罷在候者共若犯法又は故障筋有之候は、其國コンシユル江引渡候心得」<sup>(9)</sup>とあるように、清国人を

るのが当然で、それが「西洋一般の風習」と強調したのである。また、さらに唐館外に清国人が在留する原因についても、清国人を入国させた条約国人が長崎から神奈川や清國へ移転する際に、清国人に長崎の留守をさせるという名目で店を任せることが多いが、こうした場合条約未済国人には本来商業活動を認めない幕府が「直に支那人江家蔵等貸与へ」るために「不都合」が生じるのであって、幕府の姿勢は英米から見れば矛盾しており「不審」な点があると鋭く追及されたのである。

この両国の申し立てのうち、「支那人は一季雇」とする指摘について、外国奉行は「其國之船ニ而渡來致し候者は其本国人同様之筋ニ付都而彼方引受取扱候筋ニ可有之」<sup>(12)</sup>とする長崎奉行の意見を支持し、さらに貿易章程第一則にふれ「各國之船々入港之上運上所江コンシユル之請取書を差出其乗組人數旅客等ニ至迄認候告書をも差出候上は都而其船民は其國之コンシユル引受相當之筋」<sup>(13)</sup>と長崎奉行の意見を補い、条約未済国人が条約国船舶にて渡来した場合の取扱いの基準を示した。また長崎奉行から「際限も無之連渡候支那人を当方於て一々取調進退致し候儀は事実難行届儀に付若彼方にて進退難出来筋に候ハ、向後一切支那人連渡申間敷」<sup>(14)</sup>とする極論も出されたが、こうした議論の裏には、清国人が在留するためには長崎奉行の支配下に入るか、外國領事の取締りを受ける商館付属となるかの二つに一つしかないとする幕府の原則が貫かれていたとみてよかろう。

また清国人の居留問題の一因が幕府にもあるとする指摘について、大

小目付は「支那人國々商人は組合留守宅等預諸事引請手広ニ商売仕候てはコンシユル等之差障相成候得共渠等より支那人江対し故障筋之掛合は難相成依て一策を設當方江不筋之儀申立其果は當方御沙汰を以支那人渡來差留候得は一挙にして差障相除け候儀と見込渠等申合候儀ニ可有御座」<sup>(15)</sup>と、この申し入れ自体が幕府への「不筋」の申し入れであり、唐館貿易のノウハウを基礎に「手広ニ商売」し欧米商人の商業活動を圧迫している清国商人の商業活動と、「一季雇」の清国人在留問題とを一挙に解決しようとする英米両領事の画策であると分析している。

こうした分析は清国人が一般に「生質柔順商売向引合いたし易く候間自然支那人之方商売繁昌」<sup>(16)</sup>するといった抽象的な問題から発生したのではなく、開港以降、現実に唐館と唐館に地続きの広馬場に流入し増加している清国人の商業活動を目の当たりにしてのことであった。

ところで、先にも触れたように商館付属の清国人の外に、長崎に流入した清国人はいかなる特徴を持っていたのであらうか。

ひとつの特徴として中国における政治的動乱を避け緊急避難を理由として渡來した清国人も少なくなかったことである。例えば文久元年（一八六一）唐館船主鈕春杉の関係者陳志祥らの家族二六名が来日し、さらに翌二年にも陳瑞堂ほか一〇四名の唐館入館希望者が渡來する事件が発生した。鈕の申し立てによる渡來理由は「本船工社陳志祥家族共此節唐國賊徒蜂起致し近來彌增長ニ及び実ニ安居難相成不得止事夫陳志祥を慕ひ逃渡」<sup>(18)</sup>って来たというもので、中国在留の家族が安全確保のため夫の

在留する長崎の唐館に移住を希望しているのであって、寛永以来、家族居住が許されなかつた唐館への居住許可を願い出ているのである。

周知のようにこの時期の中国は一八五六年のアロー号事件以来、六〇年には英仏連合軍が北京に入城する一方で山東で白蓮教徒が反乱を起こし、翌年黒旗農民軍が蜂起するなど政治不安は覆いようもなかつた。この中国から外国商船に乗船し長崎に到着した清国人の状況は「親に離れ子に別れ老幼船中に屈潛嘆息寵在候義如何にも可憐有様」<sup>(19)</sup>であつたといふ。彼らは長崎到着後、一〇人、二〇人とまとまって入館希望を奉行所に出しているが、新たな在留者数は文久元年一四〇人、渡来外国人へ清国情勢の尋問がなされた文久二年二月には四七六人となり、さらに「当月十六日入津の英國商船へ男女百人男五十一人女四十九人子供共全避難の為め渡來仕」<sup>(20)</sup>るという状況であつた。こうした中で長崎奉行高橋和貫は「無余儀次第付是迄之振合を以其度ニ入館差免申」と、「無余儀次第」を理由に「是迄之振合」すなわち「長崎奉行支配」を条件として唐館への在留を許可している。

緊急避難的入館の容認は唐館への居留の先例となり、その後の受入れをも容認する結果となつた。先述した陳瑞堂は入館許可を申請するに際して先入館者である楊少棠、江星会、鈕春杉の「知音之者」であることを明記し「唐國賊亂を避け英吉利亞墨利加船ニ便乞先達而ム追々渡來入館之儀」を願い出ているが、先入館者の「知音之者」という比較的の安易な保証により長崎奉行から入館許可を受け、陳ほか一〇四名の清国人が

上陸を果たした。これは長崎奉行支配の唐館在住の関係者には比較的容易に在留許可が降りたことを示す一例であろう。

一方、万延元年から文久二年にかけ「外國付屬之名目を以外国船より渡來いたし唐館地統字広馬場と申所に仮住居致し内実自分商売相遂」ている清国人が「追々増長」していた。彼らは「館内に寵在候唐人共之親類又は知音之者共多」く、「就中重立候もの者先年唐船より度々渡來地商法筋者勿論諸事弁居」、唐館内外で条約国人と同様に活発に商業活動を行つていたのである。<sup>(23)</sup>万延元年、「便乞」し「英吉利亞墨利加船」で渡來した特に取締り困難な清国人に關し、幕府は「其船民は其國之コシシユル引受相當之筋」と主張したが、英國公使オールコックは條約国人が「相雇連渡候分は進退」の責任を持つが、「外國船江賴連渡貰ひ候」者は「引受候儀相成兼」と拒否し両者の意見は真っ向から対立した。<sup>(24)</sup>

この広馬場を中心とする清国人の急増加は、当然ながら從来とは異なつた取締り方法の必要を生み、結論的には万延元年二月一八日老中役宅にて脇坂安宅、安藤信睦の両老中へオールコックから取締規則制定と条約国人付属の証明書発行が提案された。<sup>(26)</sup>その理由は、英國には諸外国人を區別して乗船の許可不許可を規定した法律ではなく、幕府が主張するよう領事権により船主に清国人の乗船を禁止させるためには幕府側での旨の内容を盛り込んだ規則の制定が必要で、現状では「他國之者御當國江之上陸をコシシユルニ而差留候儀は難仕」く、さらに在留中の清国人で条約国人の「雇ひ之支那人江は証書相渡置」けば、もしも未所持の

場合は「風来之者」として扱えるというのである。この提案を踏まえて外国奉行は評議し、老中に対し第一に「御条約済國々之者雇之支那人は証書所持為致置」、第二に「右所持無之分は上陸不相成様規則相立置」、そして第三に「只今迄上陸罷在候分有之候ハ、連渡候國々コンシユル江申談為取計候積」の三点を清国人取締りの骨子として上申し、これにより唐館人別に入らず外国人付属でもない清国人を水際で取締る体制が出来ると考えたのであつた。<sup>(28)</sup> この評議結果は、万延元年四月八日勘定奉行の了承を得て長崎奉行に伝達される一方、神奈川・箱館両奉行に対しても長崎奉行に達せられた主旨に従つて取締方が「各港区々不相成様可被取計」<sup>(29)</sup> ように命じられたのである。

ところでこのオールコックの提案した規則書はその後直ちにまとめられた形跡はない。しかし、菱谷武平氏の研究<sup>(30)</sup>によれば条約未済国人の長崎渡来に関する規則書は、ペスケ・スマス“WESTERN BARBARIANS IN JAPAN AND FORMOSA IN TOKUGAWA DAYS”に掲載された“REGULATIONS FOR BRITISH SUBJECTS IN THE PORT AND HARBOUR OF NAGASAKI”<sup>(31)</sup>がこれに相当するとかれてる。このREGULATIONSは万延元年八月一五日に取り決められた“NAGASAKI LAND REGULATIONS”<sup>(32)</sup>と並んで長崎居留地を規定した一本柱であったが、ペスケは前者のREGULATIONSが日英間の長期の協議の末、万延元年五月二一〇日（一八六〇年六月一〇日）に発効されたとする。しかし和解「長崎港滯在貌利太泥亞從民ヘ之捷書」<sup>(33)</sup>は英人在長崎領事モリソン名で発せられ、

末尾に朱書きで「右捷書は追々談判之上治定之上横文於支那刻板致し追而差出候ニ付和解之月日遲延ニ相成候也」と断り書きがあり、制定までには長崎奉行と在長崎英國領事との間で長らく協議がなされたこと、中國にて欧文印刷した規則書が長崎奉行へ提出されたこと、その提出を待つて翻訳が行われたことなどが分かる。ちなみに和解は九月六日に完了している。さらに六月一五日付け長崎奉行宛モリソン「第四拾壹番」書翰では、六項目に「英吉利各船入港の時々運上所よりも左の通の達書被相渡候様致度希候」として、「日本と条約取結はざる国民はコンシユルの証書なくして上陸不相成候此段相違候」ことが明記された達書が運上所から入港する英國船舶へ渡されることが希望として出されており、これらから同規則は日英間で長期にわたり調整し成文化したが、何らかの理由で英國領事名義で発布され、長崎奉行が直接責任を負う体裁が取られなかつたことが分かる。

同規則の制定過程を示す資料がないためその理由は定かではないが、幕府が外交経験の不足から条文作成を含め英國側に依頼したと仮定するなら幕府の消極的姿勢にその理由を求める 것도でき、また規則内容が英國の来日に関する規定が主であることから英國側が積極的に関与したこととも考えられる。しかし先の老中・オールコック会談の席上、オールコックが清国人が英船に乗船して渡来するのを拒否する根拠として幕府側に「上陸不相成と申規則を御立被下度」と求めている事実から、英國側に一任するかたちでこの規則が作成されたとは考えにくい。敢えて規

則を英國領事の名において発布したとすれば理由は何であったのか。」これを解く手懸りとして幕府の対中出貿易構想が注目できよう。

五カ国条約締結以来、幕府の外国関係諸役には通商關係の樹立により富國を図ろうとする構想があり、その具体的対象地として挙げられたのが中国の上海・香港、およびアムール川河口のロシア人居留地で、前者は貿易上から後者は国防上からの意味あいが濃かつた。<sup>(38)</sup> こうした出貿易の模索は安政六年二月に箱館奉行から船舶派遣の申稟として老中になされ、<sup>[上] 海</sup>サンペイおよびホンコンへの船舶派遣が検討された。さらに万延元年三月には外国掛大目付・目付から產物方の設置と出貿易の試みが提案され、勘定所・外国奉行で検討の結果、產物方設置には否定的な見解が出される一方で、出貿易は唐館貿易の実績から支持されたが、幕閣の意見不一致により出貿易の構想は実現には至らなかつた。しかし翌文久元年箱館奉行村垣範忠・津田正路の提案したアムール川もしくは上海・香港との貿易構想の建議が幕閣内の支持を得て、最終的には官船亀田丸のニコライエフスク派遣に結実。一方、重要視されながらも流産を繰り返した中国との出貿易案も文久二年に再燃し、結果的には四月の千歳丸の上海派遣に結実する。この後者の派遣をめぐる幕閣内の論議はすでに実施の可否ではなくその方法如何に終始し、外国奉行が貿易の前提となる条約締結が先決としたのに対し老中は出貿易論を強調するなど、長崎商人の意向とは逆に幕閣内には対中貿易熱が高揚していた。この背景には財政再建を図ろうとする幕府の意向が強く反映しており、対中貿易への

期待のなかに唐館貿易再建論もあり、出貿易論もあったわけで、その前提として幕閣内には対中関係の安定を不可欠と考えていたものと思われる。そのために非友好的な印象のある厳格な取締り体制や唐館取締りの厳正化などに、結果的に緩慢な姿勢で望むことになったのではなかろうか。事実、万延元年三月在留清国人取扱いに関する大小の目付申議では、不法に滯在する清国人に対し厳しい態度で対応しなければならないとしながらも、「乍去支那は元唇齒之國ニ候得は何様にも懷柔之御处置有御座度」<sup>(39)</sup>としているのは、まさに出貿易に財政再建を託そうとする上からの配慮であった。

前述の REGULATIONS は日本側では「長崎港湾規則」と称されてきたが、同規則の第一五箇条「在留相望候貌利太尼亞従民等は当表着岸の日より十日の内に当コンシユル庁筆記所へ其姓名録を差出し又日本江滯在すべき条約を取締はざる國民を召使ハ、其請負人として右召使の姓名録を同様差出ヘシ」により、条約未済国人は条約国人付属としてのみ日本在留が可能なことが確認された。これによつて「巨利をむさぼろうする新來の Merchant Adventurer がじらした中國人と結託して有利の地歩を捉えようとする意図とギルド制の特權を確保しつゝ窮屈な館内生活から脱して自由の天地を求めようとする中國人の意図は期せずして一致」したのは事実であり、清国人が条約国人付属となることで条約國領事の保護権下に入った意味は大きいとする菱谷氏の指摘は重要である。<sup>(40)</sup> しかし、本稿で問題としている清国人の取扱いの視点からみれば、こ

の規則が英國領事名で発効されたという意味では他動的ではあるが、幕府が当初から推し進めていた在留可能な清国人の原則に立って外国人付属として入国する際の具体的方法を不完全ではあるが取締りのシステムとして採用したことの一到達点に達していた。発効後、英國民の雇用や「子細ありて貌利太泥亜の部」に属する條約未済国人は領事から証書を受取り連上所へ姓名を届けることや、條約未済国人を使用人として長崎に到着した英国人は「其人之名前相認誰に属し居と申儀可届出」として責任の所在を明確にしたこと、さらにこの規則全体が機能するよう違反者には五百ドルまたは三カ月の禁固刑を科す罰則規定が追加されたことなどが長崎奉行に報告されたことは、規則としての欠点を最小限に止めようとする配慮からであろう。こうした対応は既に指摘したようにオールコックが老中との会談で「相雇連渡候分は進退」の責任を持つと公言したことを裏付けているが、七月二八日米国も同主旨の規則を制定<sup>(43)</sup>、ここに条約国人付属の条約未済国人が長崎に居住する基本的な枠組みが成立したのである。

規則は体裁を整えたが事態の進展は急速に悪化していく。第一にオールコックが語ったように領事の責任範囲はあくまでも条約国人が「相雇連渡候分」であって、開港以降問題視されていた「内実自分商売相遂候<sup>(44)</sup>」清国人、すなわちオールコックが「引受候儀相成兼<sup>(45)</sup>」とした「外国船江頼連渡貰」<sup>(46)</sup>た清国人は対象外であり、第二に菱谷氏の指摘のように英米の Merchant Adventurer と清国人の利害の一一致により、条約未済国人は規則制定後も条約国人付属の名義で増加を続け、唐館と広馬場には条約・条約未済両国人が急増し文久年間には混沌とした状態になっていた。このため広馬場の整理は急務となり、文久二年正月長崎奉行高橋和貫は米国領事を皮切りに各国との交渉を開始したのである。

高橋は英國との交渉に臨んで「奴僕之外唐人等連渡商業為致候儀者不相成筈」のところ、「右撻を背き貴国商民之奴僕たる切手を致所持候もの之内自己之商法遂候ものも有之哉に相聞」ており、この事態は「難捨置」として三月中迄には「國地退去」させると前置きして、清国人取扱八要項を記した書翰と四箇条から成る規則書を示した<sup>(46)</sup>。ここに示された規則書は、書翰中に「取締之為め今般別段法則取極むるに付」または「今般改め定むる處之規則」とあることから、従来の規則書等を改正したものと思われるが、従来の規則書とは前述の REGULATIONS' すなわち日本側でいう「長崎港湾規則」と考えて間違いなかろう。

さて書翰と規則書は概ね従来の条約未済国人取扱いを再確認する内容であったが、広馬場における混乱を背景にいくつかの新しい取扱いの方向を打ち出していた。例えば、書翰には、雇用主に対し雇用した条約未済国人が「己之商法者勿論商業に立入候ものに無之」ことを連上所に届け出る義務を負わせたことや、解雇の場合は帰国させるか新雇用主が運上所にて速やかに証明書書替を済ませるよう義務づけたことである。また規則書には在留免許を受けた後も在留者は「在留三十日毎に壹度宛名前書上ヶ可致」ことが同じく義務づけられた。以上のこととは、条約未

済国人が条約国人雇主とコンシユルの責任下にあることをより明確にすると共に、同時に長崎奉行が在留条約未済国人の実態を把握しようとする方向、いわば実態の把握が大きな関心事になったことを意味していた。しかし特に注意したい点は、書翰および規則書によれば、犯罪者中とくに重罪犯に対しては「其時々コンシユルへ打合取計可申」としながらも、日本国刑法で措置、すなわち属地主義的方向で措置が検討されていることをはじめて表明したことであった。かつて英米領事と長崎奉行との間で「一季雇」についての会談の席上、条約未済国人の犯罪については日本国法で裁くのが当然であり、「西洋一般の風習」であると指摘された経緯からか、この表明の真意は明確には分からぬが、少なくとも従来とは違った幕府の姿勢が見られる。

以上のような事実から、文久二年の条約未済国人取扱いに関する書翰および規則書は、長崎における伝統的な唐館取締りを基礎とした開港以降の条約未済国人取締りの枠組みから脱して、従来領事任せの感があつた条約未済国人取扱いについて、徐々にではあるが幕府内で現実を見据えつつ主体的にその取り組みが始まつたことを示すものといえよう。

### (三) 横浜における取扱規則の成立

長崎にて取扱規則が制定される一方、安政五カ国条約により開港された横浜でも条約未済国人問題は対清国人問題を中心にその取扱いが緊急

の課題となっていた。

先述したように万延元年四月八日、老中より「条約済國々之者雇之支那人は証書所持為致置可申候間右所持無之分は上陸不相成様規則相立置候ハ、右之趣を以船司等江も申達取締方可取計」よう長崎奉行に対し達せられたことが神奈川・箱館両奉行にも通知され、条約未済国人取扱いが「各港区々不相成様可被取計」よう指示された。<sup>(4)</sup>しかし「上陸不相成様規則」を設けることが「全く大君政府の威嚴」<sup>(48)</sup>に拠るとの指摘がなされたとしても、これを具体化する外交的経験に乏しい幕府には多くの困難が伴つたのである。こうした状況下に日本の条約未済国人対策の具体的な方向は、米国の対日影響力の低下と反比例して対日外交に拍車をかける英國の強力な影響下に進展することになった。

元治元年一〇月一二日老中は「テヌマルカ支那ジャールマニイタリヤ」など条約未済国人の取扱いに関し協力を求めるため英國公使オールコックへの書翰案を同じ英國公使館の通訳アレキサンダー・シーボルトから受け取り、これを草案として幕府の条約未済国人取扱方針を述べた老中書翰の作成に取り掛かった。ここで注意すべきはこの書翰案では条約未済国人が長崎の場合と異なり清国人のみではなく、デンマーク、イタリアなどの西洋諸国人にも言及していることである。横浜の場合、伝統的な貿易体制の影響がなかつたことから、条約国に混じり西欧の条約未済国人も流入して貿易活動を営んでおり、この点を考慮してこうした表現になつていたのである。このことは、とりもなおさず横浜の条約未

済国人問題の特性でもあった。

このアレキサンダーの書翰案によると、英國公使は各國公使と協議して現状では新條約締結の予定は全く無く、條約未済国人が條約国人となることは当分あり得ないことを告げた。しかし、現在在留している条約未済国人を強制退去させることは彼等に大きな損害を与えるので、英國公使が「御同役方と能々被仰合御取扱に相成申候ハ、日本江居住も差赦可申」と条約未済国人の日本在留の可能性を示唆していたのである。この書翰案は先述したようにアレキサンダーの手になるもので、老中の英國公使宛協力依頼書翰の案文を英國側で作成し、それに幕府が検討を加えて英國公使へ差し出すというもので、英國が條約未済国人の横浜在留に対して肯定的であったことがこの書翰案からも十分読みとれる。

このアレキサンダーの書翰案に対し、慶応元年正月一八日白石島岡と早川庄次郎の両神奈川奉行は「アレキサントルより差出候御書翰案に基き不都合之廉々」<sup>(50)</sup>を修正、評議結果を老中諒訪忠誠に上申しアレキサンダー案に反駁してオールコックへの書翰案とした。これによれば、そもそも狹隘な居留地の土地を借り受け居留する時点で各国コンシユルが「引会証書相渡貨渡」しているので、居留にはコンシユルの保証が必要であり、その保証のない条約未済国人の居留は不可能である。もし条約未済国人が居住しているとすれば条約国人の商館内に食客などとして在留中

と考えられるが、その実態はつかめない。しかし条約未済国人がすでに横浜に在留しているとするならば、早々に送還するのが最良の策であるが「其もの損毛も可有之氣之毒之事に有之去り迎永く居住候而者何分不都合に付其許等の周旋に而早々出港いたし候様相頼度」<sup>(51)</sup>というのが神奈川奉行の本音であった。ここには条約未済国人取扱いを大きな問題とせず彼らを穩便に帰国させようとする基本姿勢が見られるが、アレキサンダーの在留容認の姿勢は容れられず、しかも送還の場合についてもアレキサンダー書翰案が「神奈川奉行江御達有之候ハ、右之者日本より返候様取計申候」と幕府側の負担であるがごとく記したのに対し、神奈川奉行案では「其許等の周旋に而早々出港いたし候様相頼」と船貨負担者をあたかも条約国側としている点、条約未済国人問題は本来条約締結国に原因があるとする幕府側の姿勢が貫かれていているのが分かる。

ところで条約未済国人の取扱い上で特に注意しなければならないのは神奈川奉行が条約未済国人の実態が掌握出来ないとしていることである。神奈川奉行は横浜に渡航した乗船客の中には条約未済国人もあるが、彼等が縁者や由緒を頼つて来日した時に、たとえ「内実他国之者と見受候とも上陸不為致と申儀にも至り難く条約国人付属と申し立てる以上上陸拒否もかなわづ」、このため人別にも入らぬまま食客や各国人の召使となっている条約未済国人が實際上は横浜には存在していることを認めている。<sup>(52)</sup>しかし彼らから「不都合之者」が出たとしても、現状では英國商館内で彼等を発見した場合、英國人或は英國人付属と答えば実

實際上その真偽を確認する方法はなく、領事裁判規定から日本側に管轄権がないため措置できない。また条約各國人の家屋に寄留することになる旅客が横浜に上陸する時には他の事柄とともに書類で人別を届け出ることになっているが、帰国に際しては特に届け出をしないので現在横浜に居留しているのかいないのか居留実体の掌握がきわめて難しく、現状では横浜に居留する日本人以外の在留者を決定するのは事実上困難であるとしているのである。こうした在留の事實関係を明確にし得ないかぎり、実際には条約未済国人を国外退去させることは不可能であった。

神奈川奉行の上申を受けた外國奉行も旅客や召使いとして渡來した者以外の条約未済國人が在留することは許容できないとしつつも、条約未済國人の居留状況が掴めない現状では明確な方針は立てられないと判断して、神奈川奉行に対し各國公使と協議して「将来御取締向方法篤と談判を遂げ規則相立」<sup>(53)</sup> るよう指示する以外にはないと結論し老中に上申、ここに長崎と並んで横浜に於ける条約未済國人取扱いのための規則についての検討が始まられることとなつた。

慶應元年二月一八日老中水野忠精と諏訪忠誠連名でようやくまとまつた書翰を英國代理公使ウインチエスター宛に送り、「條約外の國民共其国人を使り罷越居候もの有之におゐては無洩様差戻し度」意向を明らかにすると共に、こうした強硬手段の一方で「尤退去為致候に付而者手数も可有之に付今より期日を限り出港為致候儀者急速難行届候とも右趣意を厚く被差含退去之周旋並夫迄之取締向等偏に希望」すること、また

「此後若心得違之者有之條約外國民之為め地所又者家作等借用之儀申出候者勿論永く寓居為致候儀等者決而いたす間敷旨嚴敷其國人等に布告有之度尤外公使等へも同様申入候間商議之上可然被取扱候様頼入度」と結んだのであつた。この書翰は仏國レオン・ロッシュ、米國ロバート・H・ブライン、和蘭國ファン・ポオルスブルーク、李國ファン・ブラント、瑞西ドクトル・ロドルヒ・リントウ、葡萄牙エンペキンギトンの各國公使、領事へ送られ条約未済國人の退去と退去までの方策の方の検討に關して協力が依頼された。

これに対して各國公使・領事は条約未済國人を日本から退去させる権限を付与されていないとして本国へ照会し指示を仰ぐ必要があるとの共通な見解を示したが、三月一三日英國代理公使ウインチエスターは老中に對して次のように申し入れを行い、「日本政府の為にも条約諸國臣民の為にも」条約未済國人のためにも利益になるとの提案をなした。その提案とは、条約未済國人の退去等に関し本国からの指示があるまでは条約未済國人を「日本裁判所の支配に付属せしめ条約諸國のコンシユル輩を裁判所の助けとなす事」が「最好」とした上で、なお「余希くハ閣下横浜奉行に命し右の外国人支配の事ニ付規律を定むるが為めに諸國コンシユル輩と相談」<sup>(54)</sup> せしめるように命令せよというのであつた。繰り返すまでもないが外交団の指導のもとに条約未済國人を日本の裁判管轄権下におき、そのための規則作りを外交団と神奈川奉行で行うよう指示することを求めたのである。また李國領事は、三月二五日、条約未済國人へ

の規制は「独り貴国の政府のみに其規則律を施行すべき」であるとの見解を示し、幕府がしばしば口にする強制帰国については「歐州の公評甚たよろしからず」と前置きし、強硬手段は結果的には条約未済国に対し日本在留継続のため条約締結交渉を促進する結果になると述べ奉制した。この李國の意見には他国と若干の相違が見られるが、外交団には条約未済国人への強行姿勢への反対、日本国法による条約未済国人取締りの二点で共通していた。これは横浜に居留する歐州条約未済国人の商人の利益を保護すると共に、コンプラードールやサーバントなどとして居留地の欧米人の日常生活に深く関わる相違を持つてゐる清国人を結果的に保護することになり、条約未済国人の居留認知への方向を示していた。

しかし、四月二十四日、こうした外交団からの意見をうけ老中から評議を命じられた神奈川奉行は見解を異にしてゐた。すなわち条約未済国人に日本国法を遵守させることでその居留を認めさせようとした外交団の大勢の意向に対し、「条約外國々之もの御国人同様に処置いたし候儀には至り難く且私共各國岡士申合取扱候とも彼我法則も違ひ候儀に付迎も難被行却而不都合を生可申」と実施上において不可能であると難色を示した上で、取締りにはその前提として旅客や仮滞在者の常留を防止する措置が最も重要であり、そのため「各國船々出港之節乗組人數之内若金川港に止まる者あらは其人數國名人名並誰方に當分罷在趣等一々其岡士より神奈川奉行に申聞られ候様其岡士等へ達し置」<sup>(58)</sup>くことがより効果があるとの考えを明らかにした。こうした神奈川奉行の意見は、開港場で

条約未済国人や各国外交官に對処せねばならない実務担当者としての立場をふまえた意見であり、条約未済国人の取扱いには彼らの動向を正確に掌握しておくことが何よりも重要であるとするより実質的な対応の必要性を主張したものであった。と同時に、条約未済国人の実態を捉えようとする規則の概要からみれば、先にみた高橋和貫が長崎奉行在勤中に制定した規則とその主旨を同じくするものと言えよう。

神奈川奉行からの評議結果を受け、五月二十五日山口直毅以下の外国奉行一同も、從来から条約未済国人取扱いについては法律もなく、また条約国人付属といえどもその国の法律を遵守せず「詰り無賴之浮民に屬し<sup>(59)</sup>」てゐるような有様であり、暴行等の振舞いを行なつてもこれを禁止し懲戒することも出来ないから、取締り上規則制定が不可欠であるとした上で、長崎でも高橋和貫が在勤中に条約未済国人取扱いの規則を制定した例もあり、実質的な運用でも「彼我法則違ひ候逆難被行との儀は無之」として、神奈川奉行は速やかに各國コンシユルと協議して規則を制定すべしと結んでいる。

神奈川奉行および外國奉行の評議をふまえ、老中は七月七日取扱い問題について英仏米蘭各國公使に対し、規則制定のため神奈川奉行に対し各國領事と商議するよう指示したことを伝えると共に、協力方を申し入れた。また少し遅れて李國に対しても四カ国に歩調を合わせて規則制定に協力するようい要請をなした。こうした外交団への申し入れは規則制定への動きが開始されたことを示すと共に、幕府が外交団の主張する

「万国公法」を強く意識した条約未済国人取扱い規則制定へと方向を決つしたことをも意味していた。特に、長崎における条約未済国人問題が一面で伝統的な唐館貿易の殻を破り積極的な貿易活動を展開しようとする動きに対し規則が求められたのに対し、横浜の場合、頻発する犯罪取締りの意味から規則制定が求められたこともあって、その制定過程では特に万国公法と犯罪者処分の問題が重視された。

この問題を最初に提起したのはやはり開港場で実務を担当している神奈川奉行からであった。慶応三年三月、従来条約未済国人の犯罪処分について神奈川奉行はその雇用主が属する国の領事に任せてきたが、領事からの異議もあり、条約未済国人を領事裁判で処置していくことは「万国公法之条規ニ触れ」るので、今後取調べの席上に「支配向」を同席させて処置したい旨老中に申稟した。これは万国公法に則して外国人の犯罪に対する裁判については、「独立之國於てハ其國法を以自己之民を処置致し候儀は申迄も無之外国人逆も其国内ニ罷在惡事訴訟等有之候節は吟味之上相當之処置及び候權は各國常ニ有之候趣明文有之」とする神奈川奉行の認識に起因するものであった。神奈川奉行にとって万国公法は「各國交際於て龜鑑」<sup>(60)</sup>であると理解させていたのである。四月にはこの申稟に対し大目付と目付も全面的に支持し「向後於御國糺問各港奉行公法を以夫々刑法差加ヘ候方至當」とする一方、外国奉行も従来の領事裁判による方法が「此方限之心得ニ而聴と根拠も無之」との認識を示し、その上で「於御國地不良之所業およひ候而も外國之もの江刑罰を加候儀

は人情おゐて安からず」、また「殊ニ岡士等ニは猶更之儀ニ而其雇主自國之ものと申迄ニ而本人は他邦之ものニ候得は其ものを処断いたし候儀差支候との申立ハ尤之筋ニも相聞且於彼方は万国公法を援拠といたし云々申立候上は逆も岡士ニて引受所置いたし候儀は承允仕間敷去逆支那人はしめ御條外之國民も多数罷在候儀故右取計振一定致し居り候は而是取締ニも差支可申」と困惑した末に最終的に神奈川奉行の申稟を支持した。<sup>(61)</sup>さらに五月に開かれた勘定奉行の評議では神奈川奉行の申稟を順当としながらも、「條約外国人雇之者と一已に便船渡來致し候者と之差別竝御国人へ対し候儀と外国人江対し候儀の差別ニも寄可申筋之處神奈川奉行書面之趣ニ而は右等之辯不相分評議難仕」と結んで理解出来るようにな説明することを条件として付した。このような外国奉行、勘定奉行の見解は當時条約未済国人の取扱いについて未だ十分な理解がなされていない傍証でもあった。

こうした評議の末、一〇月には老中から神奈川奉行に対して条約未済国人取締に関する神奈川奉行が取締まる旨の指令が発せられたが、条約未済国人取締の根拠とされた万国公法の理解の浅薄さを補うため、「御國律を以推及し難き筋も可有之候間神奈川表之儀は御雇外国人江談判致し重刑之分は其都度相伺」<sup>(64)</sup>ように指示がなされたのであった。こうした条約未済国人取扱いに関して全面的に神奈川奉行へ依存する指令は当時としてはかなり踏み込んだものであったことは、神奈川奉行から老中への指令の主旨を三奉行に周知すべく上申したことからも窺われ

(65) さらに各港規則制定にあたつては「各国江関係不容易儀ニて如何様之葛藤可生も難計事件ニ御座候間御雇蘭人トーメン江打合万国公法之意味折衷仕追々各港奉行江も打合相伺候様可仕」として居るのは、試行錯誤しながらも取締役官を介して条約未済国人問題に処していこうとする横浜の方法を一種のモデルケースとして確立しようとする神奈川奉行の意図が感じられる。

慶応三年一月二三一日横浜における条約未済国人取締規則として「横浜外国人居留地規則」が制定されたが、この規則は条約未済国人問題に關していえば事前交渉の段階でほぼ骨子が成立した規則であり、神奈川奉行と外国外交團との妥協の上になり立つて居ると言えよう。この規則は、成立の過程で問題になつた万国公法を基礎として基本的に条約未済国人の居留を容認した点で画期的な意味を持つており、その取締り実施のため外国人取締役を神奈川奉行の下に置いた点に大きな特徴があつた。しかし犯罪の処置については第二条末尾で「不法の外国人有之時は神奈川奉行の差図を受其國コンシユル目前にて糺明可致事」および第三条末尾「条約済外国人の不法なる者を召捕へし時はその國のコンシユルヘ引渡すヘシコンシユルは其者を受取吟味済迄己れの方に差置くべき事」としながらも、条約未済国人については国内法による処分とされたためか万国公法による具体的な説明が加えられた規定は盛り込まれなかつた。

ところで外国人取締官を任用したとしても、外国人居留地の在留者が

条約未済国人か否かは規則制定の基本的な前提でもあり、その処置を行ふ上で的重要要素であった。この点に関しても居留地規則では明記されなかつたが、一月神奈川奉行の水野良輔と依田（伊勢守）は条約未済国人取締りを幕府が引き受けるについては「当港居留之支那人多人数ニ付不良之所行およひ候節取押方其外之ため横浜御役所ニ而名籍取調不申候而是自然不取締之儀出来可致」と上申し、名籍、すなわち氏名・寄留所・雇主等の在留状況を神奈川奉行所に届け出て名票を受けることを義務づけ条約未済国人の居留確認を行う一方、条約国付属としている清国人についても「各国ニても戸籍に差加」することで居留地内在留者の全容を掌握しようとしたのである。しかもその際に条約未済国人からは名票の免状手数料を取り立て、「夫等を以取締役人之給料其外遣払」う考えを明らかにし、同時にこの方法を新聞に発表して名籍の効果を十分に挙げたいとした。まさに条約未済国人の現状掌握と外国人取締役官等の経費問題を同時に解決しようという発想である。この水野らの上申は老中に容れられ、一月一日（西暦一月二六日）、居留地取締局長官として雇われた英國人マーチン・ドーメンの名の下に「普告」、および条約未済国人在留心得とでも言うべき達文およびその漢訳文が公にされ、一月一五日から三一日迄に居留状況を取締局に申告することが命じられた。この漢訳文「普告」では、居留は「照万国公法從權默許」とされ、水野らの上申にあつた違反者への「放逐」の語句は名票（名牌）未受領者への「發覺之日嚴行処治」との曖昧な表現に留まつた。

さて最後に水野らが考案した名票の免状手数料について考えてみた。先述したようにこの手数料の使途は「英仏人捕卒頭並捕卒御雇料並諸買上物其外取締ニ付候入費江遣払候積」<sup>(69)</sup>とした上で、さらに清国人は職種からみると「酒店又ハ菓子店等開市罷在候者も有之哉ニ付右之者又は各国商人之伴頭相勧め候もの又は食事世話等小遣いたし候もの」の概ね三種類があるので一律の手数料ではなく、階層別手数料としている。すなわち、自営業・各国商人の番頭は「上等」として一五ドル、職人は

「中等」として七ドル、「傭主無之者並小遣等仕居」ものは三ドルを毎年の手数料と定めたのであった。この階層別手数料は水野らの上申通りに決定され実施されたが、そもそもは一〇月二六日水野良輔が公使に伝えよう英國書記官アーネスト・サトーに対し依頼した条約未済国人取締りのための各国領事宛書翰案に手数料徴収の考え方は盛り込まれていた。しかしその時点では名籍料の他に「酒店又は料理店等」を開業しているものに対しては、「相当之戸税銀」を徴収することも盛り込まれており、積極的に「徴税」を行おうとする姿勢が窺われる。さらに上申では諸規則の違犯者には「放逐」を罰則としていたことを勘案すると、この名籍手数料の徴収、および酒店や料理店営業者への「戸税銀」課税の真の意味するところは、条約国人雇用以外の在留清国人を経済的に締め付けることを通じて合法的に横浜在留を困難たらしめることに狙いのひとつがあつたのではないか。こうした締め付けで最もダメージを被るのは、当然のことながら最も生活に窮し、犯罪等の「不都合」を起こ

す可能性が高い階層であることは云うまでもなく、幕府はこの手数料徴収により「不都合」の温床と考えられていた階層を除去する効果を狙つたのではないか。逆に、条約未済国人であっても比較的経営良好の商人やコンプラドールの場合、特に社会的混乱を起こす可能性が低いとすれば、欧米との関係からも強硬な態度で臨むよりもむしろこれを利用した方が外交関係の安定という意味からも好ましいとの判断があつたと思われる。

また在留者数の比率からみても圧倒的な「傭主無之者並小遣等仕居」ものの数は幕府を悩ませ続けていたことを容易に想像させる。史料的な限界から時代は下るが、例えば明治二年一二月から翌三年一一月まで名籍に入った清国人は一〇〇二人であるが、その内訳は一五ドルの者は三人、七ドルは六三人であるのに対し、三ドルの「傭主無之者並小遣等仕居」ものは実に九〇三人で、全体の九一・一%を占めている。<sup>(70)</sup>こうした状況下で発生する犯罪数は阿片吸引のほか、賭博行為、殴闘などを中心に横浜の場合「日々両三度」に上つたという。<sup>(71)</sup>いずれにせよ、経営が良好な清国人商人にとっての一五ドルと、毎日の再生産もおぼつかない無傭の清国人にとっての三ドルの毎年の負担の持つ意味には自ずと大きな相違があつたことは疑う余地がない。<sup>(72)</sup>この点を踏えると、免状料負担が自からの蓄積によるものなのか、借用なのか。もし後者であるとすれば、これを梃子に横浜における清国人の組織化を意図したものがあつたのか、またいわゆる「帮」の組織や中華会館の創設など、こうした視点

から再検討の必要があろう。

#### (四) むすび

幕府は居留地への在留を条約締結国人のみと考え、条約未済国人の渡来には条約国人付属として雇用主の条約国の責任でその居住を默認したが、清国人の増加と多発する「不都合」への対処から、条約未済国人の問題を幕府自らの立場で処理せねばならないとして実質的な取締規則の作成へ向かった。しかし、制定された規則も統一されたものではなく、開港場が持つた歴史的性格により大きく制約を受けることになった。

長崎の場合、鎖国体制下で唯一外国との交渉地であり、和蘭交易と並んで幕藩体制下で多くの富を幕府にもたらした唐館貿易の経験は、不平等条約のもとで貿易活動を余儀なくされた開港以降の幕府にとって最も手慣れた忘れ得ぬ貿易方法であった。安政期に極度に衰退したこの唐館貿易の変則的再建として持ち上がった上海への出貿易構想は、「唇齒之国」からの来航者に対して比較的緩慢な取扱い規則を副産物としてもたらした。最終的には広馬場の撤去として強制的な排除が実施されたが、結果的には在留清国人は大浦居留地へ居住地域を移したに過ぎず、その在留者数は居留白人の三倍に及び、その後も長崎の貿易活動に多大な影響を与えていった。

一方、通商条約締結後に開港場となつた横浜の場合、伝統的な貿易慣習から解き放たれていたため、条約既済国の商人のほか数的には決して多くはなかつたがデンマーク、イタリアなど欧州の条約未済国人がこの新開港場で貿易を行つており、条約未済国人問題で対象となつたのは清国人ばかりではなかつた。従つて彼らへの措置如何では複雑な外交問題に発展しかねない要素を多分に含んでいた。また圧倒的多数を占めていた清国人は、長崎では福建省出身者を中心に新來の Merchant Adven-turer と組んで貿易活動に従事する者が多かつたのに對し、横浜では比較的下層社会からの渡来者が多くその取締り問題が最重要視されていて、以上の諸条件を満たすために考案されたのが、万国公法を基礎として制定された「横浜外国人居留地規則」と外国人取締役官、そして名籍を加えた三者による取締り方法であつた。

さて、長崎における条約未済国人の在留認知への動きから、横浜における取締規則を含めた取扱い体制完成までの動きは、対外関係における幕藩体制的枠組みから西洋近代法体系への強制的脱皮の過程であると共に、全国的な条約未済国人取締り体制確立への前章でもあつた。

幕府がを目指した清国人を中心とする条約未済国人に対する全国的に統一された取扱い規則は完成されないまま幕府は瓦解し、明治政府によつてその作業は継続されるが、その作業の中心は条約未済国との条約締結、および未済国人取締りの統一規則作成であつた。

特に在留清国人については、周知のように明治四年にいわゆる「日清修好条規」が締結され、変則的な対等条約としてそれぞれの領事裁判権

を容認し合うことになるが、同条規の第九条は外交使節派遣以前の取締り問題の解決方法として「両国ノ開港場ニ若シ未タ理事官ヲ置ザル時ハ其人民貿易何レモ地方官ヨリ取締」ることを規定していた。この取締り

のため明治七年「在留清國人民籍牌規則<sup>(74)</sup>」が制定されるが、この規則こそ長崎で生まれ横浜で試され、維新後各地開港場の取締規則のひな型ともなった日本国法による犯罪者の処置と、名籍と名籍料徵収による在留者掌握と「不都合」を発生させる可能性の高い階層の排除を骨子とした取締規則であった。さらにこの方法は、明治二七年の日清戦争勃発と

同時に無条約国人となつた在留清国人の取締りを目的に発せられた「勅令第百三十七号」にもその骨子は踏襲され、その意味から見れば近代日本の条約未済国人取扱規則の原点とも言えよう。

纂) 大一五 六二六頁)。

(4) 開港以降の清国人の渡来数は急上昇し、横浜についてみれば明治二年七五六名(外務省編『日本外交文書』二一一 二八二頁)を数えた。翌三年横浜在留歐米人が九四二名(横浜市史)三下 八二四頁)であるのと比較しても在留数の高さが知られる。

(5) 貞享五年以降、長崎滯在中の中国商人および隨行・水夫などの関係者は通常「唐館」または「唐人屋敷」と呼ばれた中国人收容施設に居住が制限されていた(長崎県『長崎県史』対外交渉編 昭六一 五一一五一二頁)。元禄二年に竣工したこの唐館は、宝曆時には總坪数が九三七三坪余に達したが、唐館への家族同伴は許されず、また幕府は基本的に日本国法を適用しない方針で唐館内は實際上の治外法権地域となっていた。(同上 五二二一五三三)。

(6) 「四月十三日閣老ヨリ英公使ニ前件來意異存ナシ各港奉行ニ下命スヘケレハ其国人ニ告示且仮公使ニ演達等ヲ請フトノ返輸」(外務省外交史料館藏『統通信全覽類聚之部 規則門 各港帶留條約未済外国人处分一件』(以下『处分一件』と略す)一)。

(7) 明治二年長崎より外務省宛「日支間ニ於テハ訴訟事件ニ對シテハ在留國ノ法律ヲ適用スル様決定方申請ノ件」(前掲『日本外交文書』二六三頁)。

(8) 清国人の長崎への流入形態については菱谷『長崎外国人居留地の研究』の第五章「外国人居留地と華僑」や重藤威夫『長崎居留地と外國商人』(風間書房 昭四二)の「第四章 無条約時代の華僑と儀物貿易獨占権の問題」で触られているが、具体的に形態別の分類を試みた論稿としては長田和之『幕末開港期長崎における華僑の流入形態をめぐって』(『洋学史研究』五 昭六三 五九、七〇頁)。『統通信全覽』の分析を中心とした本稿は長田氏の論稿を支持するが、長崎開港後、唐館貿易を目的とした清国人の渡来は安政六年秋以降はなく、實質的に休止状態にあつたこと(長田前掲論文 六三頁)を考慮すると開港初期における長崎への清国人の流入は實質的な意味では二形態と考えて差し支えなかろう。

(2) 須山卓はか『華僑』改訂版(NHKブックス昭六一)一六頁)。

(3) 南京追加条約第五条「清國皇帝陛下ハ千八百五十八年ノ条約ノ批准書交換ヲ俟チテ直ニ勅令ヲ發シ各省ノ高級官憲ニ命スルニ其管轄区域ヲ通シ清国人ニシテ英國植民地其他海外諸地方ニ職ヲ求メムトスル者カ其為英國臣民ト契約ヲ結ヒ又ハ右ノ者及其家族カ清國開港場ニ搭乗スルハ全ク自由ナル旨ヲ公布スヘキコト(下略)」による(鉄道省運輸局『支那鐵道關係條約彙

(9) 「正月日欠西洋人雇役支那人着港後解雇帶留ノ者处分英米岡士申陳ニ由リ

長崎奉行申裏」（前掲『処分一件』）。

(10) 『横浜市史』資料編六 一二六—一三一頁。

(11) 注(9)に同じ。

(12) 「外国奉行ノ申議」（前掲『処分一件』）。

(13) 「日本開きたる港々に於て亞米利加商民貿易の章程」（内閣記録局『法規分類大全』第一編 外交門 外交總 三九頁）。

(14) 注(9)に同じ。

(15) 「大小目付ノ申議」（前掲『処分一件』）。

(16) 同上。

(17) 「十一月日欠長崎在留唐船主社中等ノ家族便船着港ニ因リ入館ヲ許セシ旨同奉行所ノ上申」（同上）。

(18) 「七月日欠長崎在留唐船主知音ノ者便船着港ニ因リ入館ヲ許セシ旨同所奉行目付連署ノ上申」（同上）。

(19) 『夷匪入港錄第一』（日本史籍協会叢書一六 東京大学出版会 昭五八復）二五八頁。

(20) 同上。

(21) 注(17)に同じ。

(22) 注(18)に同じ。

(23) 「唐人共取締筋之儀に付申上候書付」（前掲『処分一件』）。

(24) 注(13)に同じ。

(25) 「外國奉行ノ申議」（前掲『処分一件』）。

(26) 『大日本古文書 幕末外國關係文書』三五（東京大学出版会 昭四五）三一〇〇～三〇一頁。

(27) 「二月廿六日英公使ヨリ閣老ニ支那人等ノ上陸ヲ禁スルハ政府ノ威權内ニ在レヘ決定公報アラハ各港岡士ニ命シ船持ニ告ケシムヘシトノ來翰」（前掲『処分一件』）。

(28) 「外國奉行ノ申議」（同上）。

(29) 「神奈川箱館兩奉行ニ指令」（同上）。

(30) 前掲『長崎外國人居留地の研究』七一七—七一八頁。

(31) Paske-Smith "WESTERN BARBARIANS IN JAPAN AND FORMOSA IN TOKUGAWA DAYS" Second Edition, PARAGON BOOK REP. RINT CORP. 1968 pp 240-pp 241.

(32) 「長崎地所規則」（前掲『法規分類大全』第一編 外交門 四 二二二—二二四八頁）。

(33) 前掲『長崎外國人居留地の研究』七二七頁。

(34) Paske-Smith pp 236.

(35) 「長崎港滯在貌利太泥亞從民へ之捷書」（『統通信全覽』類聚之部 規則門 長崎港規則）万延元年六月。

同「捷書」の訳文の存在について、筆者は「平成元年度科学的研究費補助金（一般研究C）近代日本の対清政策と居留清国人取扱問題」の研究成果『幕末に於ける條約未済国人対策と取締規則の制定について』（平成二年三月文部省提出）の「(11)長崎における取扱規則の制定」のなかでその現存を報告しているが、長田氏も「長崎居留地における中国人の取締りについて」（『洋学史研究』九平四 五〇〇頁）において再確認されている。また同規則が從来「長崎港湾規則」とされてきたことに対し長田氏が「統通信全覽」の記述のごとく「長崎港規則」とする提案をされ、筆者もすでに前掲研究成果の中で「長崎港規則」の名称を長田氏と同様の理由から用いたが、実際には『通信全覽』の「長崎港規則」は「長崎港滯在貌利太泥亞從民へ之捷書」と「滯在之米人ノ為メ設ケタル捷書」から成っており、通常前者が「長崎港灣規則」と称されている。しかし正確には「長崎港規則」は両者の総称であり注意が必要ではなかろうか。

(36) 注(34)に同じ。

(37) 前掲『大日本古文書 幕末外國關係文書』三五 三〇〇頁。

(38) 春名徹「一八六二年幕府千歳丸の上海派遣」（田中健夫編『日本前近代の国家と对外関係』吉川弘文館 昭六二）五六〇—五六一頁。

(39) 「大小目付ノ申議」（前掲『処分一件』）。

(40) 前掲「長崎港滯在貌利太泥亞從民へ之捷書」（前掲『長崎港規則』）。

- (41) 前掲『長崎外国人居留地の研究』七二八・七三一頁。
- (42) 注(39)に同じ。
- (43) 「滯在之米人の為メ設ケタル捷書」(前掲『長崎港規則』)。
- (44) 「三月日欠長崎滯留ノ支那人検束方法同所奉行ノ上申」(前掲『处分一件』)。
- (45) 「外国奉行ノ申議」(前掲『处分一件』)。
- (46) 「長崎奉行ヨリ各岡士ニ送りシ書翰写、規則書写」(前掲『处分一件』)。
- (47) 注(29)に同じ。
- (48) 注(27)に同じ。
- (49) 「十月十二日閣老ヨリ英公使ニ送ルヘキ条約未済外国人处分ノ書翰按英書記官ヨリ來スノ來翰」(前掲『处分一件』)。
- (50) 「正月十八日英公使ノ來タセシ閣老ノ書翰按神奈川奉行ノ申議」(同上)。
- (51) 「閣老ノ書翰案」(同上)。
- (52) 「十月廿八日条約未済国人ノ旅客等便船着港上陸ノ者処置方法外国奉行ヨリ神奈川奉行ニ諮問ノ往復書」(同上)。
- (53) 「外国奉行ノ申議」(同上)。
- (54) 「二月十八日閣老ヨリ英仏米蘭公使岡士ニ外国奉行ヨリ瑞鶴岡士ニ各港滯在ノ条約未済国人退去セシムルノ処置等商議依頼ノ書翰」(同上)。
- (55) 「三月十三日英公使ヨリ閣老ニ条約未済国人ノ处分ハ本国政府ノ命ヲ得サレハ処置シ難ク夫マテハ皇國裁判所ニ附属セシメ各國岡士ヲ助手トナスコト好カルヘント公告書按添ヘ申陳ノ來翰」(同上)。
- (56) 「三月廿五日寺岡士ヨリ閣老ニ条約未済国人ヲ处分スルノ權ナク皇國政府ノミ其任アレトモ寛裕ニ処置スヘントノ來翰」(同上)。
- (57) 「四月廿四日仏英米蘭公使等ノ返翰ノ如クニハ処置シ難ク暫ク旧ノ如ク据置別紙按ノ再返翰ヲ送リ然ルヘント神奈川奉行ノ申議」(前掲『处分一件』)。
- (58) 「閣老ヨリノ返翰按」(同上)。
- (59) 「外國奉行ノ申議」(同上)。
- (60) 「三月日欠条約未済国人在港中犯罪ノ者処分ノ方法神奈川奉行ノ申稟」(同

上)。

- (61) 「大小目付ノ申議(注(56)の下げ札)」(同上)。
- (62) 「外國奉行ノ申議」(同上)。
- (63) 「勘定奉行等ノ申議」(同上)。
- (64) 「十月日欠各港渡來ノ條約未済国人ハ其所在奉行ニテ処置スヘキ云々神奈川奉行ニ指令」(前掲『处分一件』四止)。
- (65) 「十月日欠前件指令ノ趣三奉行等ニ指令ヲ請フ神奈川奉行ノ上申」(同上)。
- (66) 前掲『法規分類大全』外交門 四 開港開市 八一頁。
- (67) 「十一月日欠横浜在留ノ支那人名籍調査ノ謝銀収納等新聞紙ニテ公布云々神奈川奉行ノ上申」(前掲『处分一件』四止)。
- (68) 「新聞紙布告並支那人ヘノ喰告文写」(同上)。
- (69) 注(67)に同じ。
- (70) 「各岡士ニ回章写」(十月廿六日神奈川奉行ヨリ英書記官ニ条約未済国人検束ノ事件ニ由リ各岡士ニ書翰ヲ送リ新聞紙ニモ布告ノ筈ナレハ公使并ロコソクニ伝告ヲ依頼ノ書翰」(同上)。
- (71) 「神奈川県ヨリ支那人戸籍入免状料取立方通知ノ來翰」(前掲「幕末・明治初期の在留清国人取締関係資料について」七〇一七一頁)。
- (72) 「神奈川県ヨリ支那人犯罪ノ際取扱規則取捨ヲ乞フ旨ノ書翰」(同上 六八頁)。
- (73) 通常一ドルは一分銀三枚相当。一分銀四枚で一両とすれば三ドルは二両前後となる。なお慶應三年の洋銀相場は洋銀一〇〇に対し一分銀三四五。(石井孝『幕末開港期経済史研究』有隣堂 昭二二 一七五頁)。
- (74) 「在留清國人民籍牌規則」については拙稿「明治初期における在留清国人民籍牌關係史料(1)」—外務省記録「在留清國人民籍牌規則並ニ実施一件」(神奈川県立博物館研究報告(人文科学)十六 平二)参照。
- (75) 明治二七年勅令第三十七号の施行と問題点については拙稿「日清戦争と居留清国人問題—明治二七年『勅令第百三十七号』と横浜居留地」(法政史学三六 昭五九) 参照。